

第35回防衛問題セミナー議事録

日時：平成28年3月1日（火）18：00～20：00

場所：大宮ソニックシティ

演題：我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて！

・防衛省大臣官房審議官 山本 達夫

「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」

・防衛省日米防衛協力課長 大和 太郎

「新たな「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)の策定について」

【司会】

それでは、ただいまから、防衛省北関東防衛局主催による第35回防衛問題セミナー「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて！」を開催いたします。まず、主催者であります北関東防衛局長小柳真樹より開会の御挨拶を申し上げます。

【小柳北関東防衛局長】

皆さんこんばんは。北関東防衛局長の小柳と申します。本日は、さいたま市の大宮ソニックシティのホールで、当局が主催する第35回防衛問題セミナーを開催することになりました。多くの方にお集まりいただきまして、主催者を代表して心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私ども北関東防衛局は、さいたま新都心の合同庁舎に所在しております。全国に8つある地方防衛局の1つで、私どもの管轄区域は神奈川県を除く1都5県と長野県、新潟県という管轄区域になります。かつては、前身の東京防衛施設局という組織がありまして、平成19年の9月に防衛庁が省に移行した際に、組織改編により、名称が北関東防衛局に変わりました。

私ども地方防衛局は、自衛隊施設や米軍施設の設置・運用に伴って、いろいろと周りに御迷惑をおかけすることがありますので、そういう御迷惑をできるだけ緩和するために、飛行場の周辺において住宅の防音工事などの助成事業、周辺対策事業を行うほか、自衛隊施設や米軍施設の取得や建設、あるいは部隊の訓練に伴う漁業補償、更には在日米軍の従業員の労務管理など様々なことをしています。加えまして、平成19年9月に組織が変わった際、それ以降加わった任務として、防衛問題や安全保障に関して馴染みのない一般の市民の皆様には御理解をいただけるように防衛問題セミナーの開催や毎年発行される防衛白書を各地方公共団体の方々に御説明するというようなことを実施しております。皆様方にとって、安全保障や防衛問題というのはなかなか馴染みがないものだと思います。私どもとしては、防衛問題に

ついて、御理解いただけるようにセミナーを開催しており、平成20年から開始して、今日のセミナーで35回目、さいたま市で開催するのが7回目ということになります。

我が国が属する東アジア地域における安全保障環境につきましては、平成24年に御案内のとおり尖閣諸島を我が国の政府が取得したのですが、それ以降、東シナ海を巡って中国の海空域における活動が活発化し、今も継続しています。あるいは、北朝鮮におきましては、現体制で核実験やミサイル発射を継続しています。さらには南シナ海で岩礁を埋め立て、軍事拠点化という中国による行動などの不安定要因が深刻化している状況です。また、東アジアのみならず、世界に目を向けて見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻の問題、あるいは中東やアフリカで地域紛争が引き続き起こっています。さらには国際テロ組織によるテロ問題などがあります。世界中の様々な地域で安全保障上の課題、あるいは、不安定要因が複雑かつ多岐にわたり生じているということで、1つの国だけでは対処が難しいとされています。

このような安全保障環境の変化、国際情勢等を踏まえまして、我が国におきましては、平成25年の12月に従来の国防の基本方針に変わり、国際協調主義に基づく積極的平和主義を基本理念とする国家安全保障戦略というものが設定されました。また、これに伴って防衛大綱や中期防が新しくなりました。その後、現在の第2次安倍内閣の有識者懇談会の報告を踏まえて、憲法と自衛権の関係が改めて整理され、26年の7月に閣議決定されました。こういうことを踏まえまして、昨年の通常国会で平和安全法制関連2法が提出、審理されて、昨年の9月に成立したことについては、皆さま報道等で御存じだと思います。なお、平和安全法制の目的に関しましては、今日は詳しいことは時間の関係で省略させていただきますが、簡単に申し上げますと日本国民の命と平和な暮らしを守るためにあらゆる事態に切れ目のない対応を可能とすること、及び先ほど申し上げました積極的平和主義という考えの下、国際社会の平和と安定への一層の貢献を可能とすることを目的としております。また、我が国は日米同盟を基本として、日米安保体制を基軸としているわけですが、この日米同盟による抑止力、あるいは対処力を更に強化するために、昨年4月にいわゆる日米ガイドラインが約18年ぶりに改定されました。

本日は、こういった我が国を巡る安全保障環境の変化及び我が国の安全保障を語る上で基軸となる日米同盟に着目して、「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて！」と題しまして、防衛本省からお二方の講師をお招きして講演をしていただきます。

まず始めに、防衛省大臣官房審議官であり、防衛省の普天間飛行場代替施設建設事業推進チームの副チーム長である山本審議官から米軍の抑止力を維持しつつ沖縄に基地負担を軽減する取組について御講演をいただきます。続きまして、防衛省防衛政策局日米防衛協力課の大和課長から昨年4月に改定された新たな「日米防衛協力のための指針」いわゆる新ガイドラインの策定に関して御説明をいただきます。

会場の皆様におかれましては、限られた時間ではありますが、本日のセミナーを

通じて、我が国を取り巻く安全保障環境や日米両国の対応、沖縄の基地負担軽減に係る様々な取組について少しでも御理解を深めていただけたら幸いです。

最後になりますが、本日のセミナー開催に当たりましては、後援をいただいた自衛隊埼玉地方協力本部を始め、防衛協会、隊友会、自衛隊父兄会、大宮自衛隊協力会など数多くの団体に御支援・御協力をいただきました。この場をお借りして感謝を申し上げます。また、本日御来場いただいた皆様方には今後とも防衛省・自衛隊により一層の御支援・御理解を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

【司会】

それでは講演に入らせていただきます。まずは、防衛省大臣官房山本達夫審議官による講演です。

講演に先立ちまして、簡単に山本審議官の経歴を紹介させていただきます。山本審議官は、昭和58年4月に防衛庁に入庁し、その後、経済産業省官房審議官、防衛省南関東防衛局長、装備施設本部副本部長、地方協力局次長などを歴任、平成27年10月に現職である大臣官房審議官に就任しています。講師は、省内の普天間飛行場代替施設建設事業推進チームの副チーム長も務めており、本日は、「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」と題しまして、お話をいただきます。

それでは、山本審議官、よろしく申し上げます。

【山本審議官】

皆様こんばんは。ただいま紹介をいただきました、防衛省大臣官房審議官の山本です。私からは先日の北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験の動き、中国による南シナ海等における活動等がある中、防衛省・自衛隊がどのような対応をしようとしているのか。併せて、その対応に当たっては、日米安保体制が不可欠なわけですが、その安保体制の下、沖縄に非常に大きな基地負担をお願いしているという中で、政府として負担の軽減に向けてどのような取組をしているのかについて、御紹介をさせていただきたいと思えます。

最初に我が国を取り巻く安全保障環境の全般の動きについて、何点か特徴的なことを御指摘させていただきます。1つは急激な技術力の進歩というものが軍事面にも影響しているということです。例えば、ステルスの航空機や情報通信技術の発達による様々な技術、あるいは装備というものが実際に運用されています。また、北朝鮮に代表される大量破壊兵器、あるいは、弾道ミサイルの移転・拡散というものが世界的にも進んでいます。さらに、ISを始めとする国際テロの脅威が拡散をしています。最初に申し上げた技術の進展と関連して、宇宙やサイバー空間というものが非常に有用性を増していますが、同時にそれがリスクになっているという面が指摘できようかと考えています。

そういう全般的な情勢の中、我が国周辺について見てみますと、注意すべきは北朝鮮の動きです。北朝鮮と韓国との関係につきましても、いわゆるDMZを中心に非常に緊張度の高い軍事的な対峙が朝鮮戦争以来続いているわけですが、最近では北朝鮮による弾道ミサイルの配備、核兵器の開発により、更に緊張度が増しているという状況です。まず、弾道ミサイルにつきましても、皆様よくお聞き及びかと思いますが、いわゆるノドンという我が国を射程に収めるミサイルというものが、すでに数百発配備をされていると言われておりますし、その射程を延伸するための開発が継続的に実施をされてきているということです。まさに先般2月に発射されたテポドン2の派生型という射程1万キロとも言われていますが、アメリカの本土までカバーするようなミサイルの開発というものが継続されております。併せて、1月に4回目の核実験が実証されましたが、2006年以降、北朝鮮は核実験を重ねながら技術の向上に努めているということで、大きな脅威になっている状況です。

2月7日の弾道ミサイルの発射ですが、トンチャンリという北朝鮮の西海岸にある発射場から9時31分にミサイルが発射をされました。このミサイルは5つに分離をしたのですが、そのうちの1段目がトンチャンリから南の500キロメートルの黄海に落下しました。それから2段目と3段目の物質がトンチャンリから800キロメートルの東シナ海に落下をし、その後、我が国の先島である宮古、石垣の上空、地上から400キロメートルあるいは500キロメートルの高さを飛んで行きました。ただ、通常地上から100キロメートル程度の範囲を領空として管理をしておりますので、その領空の上空を飛んで行ったことにはなりますが、我が国の上空を飛んで2,500キロメートル離れた太平洋上に4つ目の物体を落下させ、最後の5つ目の物体は飛行を継続して、宇宙で周回をしたと言われていたところでした。これに対して、自衛隊としては、いわゆる海上自衛隊のイージス艦という弾道ミサイルに対処能力のある艦船3隻を東シナ海、それから日本海に配備をしました。また、航空自衛隊ペトリオットPAC-3、これも弾道ミサイルに対処能力のある地对空ミサイルであります。それを首都圏、沖縄の本島、宮古島、石垣島に配備をしました。加えて、被害対処部隊と呼んでおりますが、弾道ミサイルの液体燃料に非常に有害な物質が含まれているということで、万が一そういう有害物質が落下した場合に対応するため、宮古、石垣に加えて、与那国、多良間の両島に陸上自衛隊の部隊を配置しました。結果的には自衛隊が活動することにはならなかったわけですが、防衛省・自衛隊としては万全な態勢をとったということです。今回の実験によって、更にミサイルの専用技術や推進技術というものが発達したと考えられますので、更なる脅威の増大に繋がっていると認識すべきだと考えております。

また、北朝鮮は1月6日に4回目の核実験を実施しました。北朝鮮は水爆実験と言っていますが、過去の核実験と比べると実験の規模等はこれまでとほぼ同じですので、水爆実験とは考えにくいと評価をされています。4回目の実験ということですので、これまで核開発をした国々の経験等を踏まえたと小型化、弾頭化というものが進んでいるという可能性は排除できません。先ほど御紹介した弾道ミサイル

の進歩と合わせますと世界にとっての大きな脅威になると考えています。

次に注目すべき動きとして、中国の軍事力の増強、更に活動の活発化があります。中国の軍事力を予算面で見ますと、日本の場合は過去10年間ほぼ横倍という状況ですが、中国は公表している数字だけでも過去10年で3.6倍の増強がなされています。実際の国防費はこれより多いと言われていまして、急速な国防費の増大というのは継続してきていると言えます。国防費の増加を踏まえて、海、空の軍事力の近代化、更に増強ということが続けられていて、水上艦艇や潜水艦、更に第4世代の戦闘機が10年ぐらいの間に急速に増強がなされています。また、今年になって何回か中国から発表がありました、統合戦能力の強化をするということで、従来、軍管区制度という7個の軍管区があったのですが、それを廃止して個々の戦区を作って、統合機能の強化をしているような動きもあります。我々として懸念すべきことは、先ほどお話ししたように国防費の増加や艦艇、航空機等の増強もそうですが、透明性が確保されていないということと、中国が何を狙っているのかというものが分からないということです。日本やアメリカもそうですが、日本の場合は防衛計画の大綱という形で、ここ10年で目指す目標は何かとイメージをして、それに向けて予算の確保等、防衛力整備をしているわけです。アメリカの場合もQDR（4年ごとの国防計画見直し）等、様々な目標を示しながら国防力の整備をしています。中国の場合は防御的なものだと言いながら、実際は何を狙っているのか分からないというのは大きな懸念材料として指摘できるものと考えています。

また、活動面についても、我が国周辺、尖閣諸島を中心とする海域に中国公船による領海侵入というものが、平成25年10月以降、月2、3回のペースで定着をしてきているという点があります。さらに航空自衛隊はスクランブルという緊急発進をする体制をとっており、国籍不明機等が我が国の領空に近接した場合にはスクランブルで対応するわけですが、中国機に対するスクランブルというのがここ数年で激増しているという状況にあります。また、周辺海空域における活動というものも非常に活発になっています。

1つは東シナ海における活動が活発化し、警戒監視活動をしている海上自衛隊、あるいは航空自衛隊の艦艇、航空機等に対して挑発的な活動をとっているということです。また、「東シナ海防空識別区」を一方的に設定して、中国の言うことに従わない場合は防御的な措置をとることを宣言しているという動きがあります。それから活動面について言えば、中国の海軍と艦艇、航空機もそうですが、東シナ海から太平洋に出ていくためには、沖縄を中心とする列島線を通航しなければならないということで、沖縄本島と宮古島間の海域、空域を通った太平洋への活動というものが活発化、常態化しています。また、それ以外の航路についても、活動が非常に増えてきていることが言えると思います。

また、南シナ海においては埋立てを強行しています。これは、南シナ海のフィリピンアライクロス礁にあり、わずか半年の間で本格的な滑走路等の整備が行われています。こういう動きを見ても、従来の国際ルールというものとは相容れない独

自の主張に基づいて、力を背景とした現状の変更というものを行っていると評価せざるを得ないと考えております。

こういう動きに対して、米国はどのように対応しているのかということですが、アジア太平洋地域における態勢を強化するということで、日本に対しては弾道ミサイルに対処能力のある艦艇を追加的に配備、あるいは、弾道ミサイルに対応するレーダー配備の動きがありますし、その他の友好国、同盟国においても連携をしながら態勢の強化をしています。

一方、自衛隊はどのような対応をとっているかということですが、今の防衛計画の大綱の下では統合機動防衛力という、統合運用というものを更に徹底し、併せて運用水準を高め、数量を確保した抑止力というものを整備していくという考え方で、その中の1つの大きな柱となっているのが、南西地域の態勢整備です。現状では、南西地域は自衛隊の空白地域と言われていますが、現在は沖縄本島と宮古島、久米島等に航空自衛隊のレーダーサイトがあるのみです。そのエリアに自衛隊としての態勢整備をしていこうと取り組んでいるところです。

1つに、日本の最西端の島、与那国島への陸上自衛隊の沿岸監視部隊の新編があります。これは今年の3月28日に新編を予定しております。それから、同じく陸上自衛隊の初動対処をする部隊ということで、1つは奄美大島に部隊配備のための施設整備を行っていますし、宮古島、石垣島におきましては、この部隊配備について、地元の自治体をお願いをしているという状況です。さらに、航空自衛隊については、これはすでに1月31日になりますが、第9航空団というものを新たに部隊新編しました。従来は第83航空隊というF-15の1個飛行隊を配備しておりましたが、航空団として2個飛行隊化するために新たに部隊を新編しました。また、九州においては、佐世保を中心に陸上自衛隊の水陸機動団という部隊の新編に向けた準備をしています。こういう全体の流れの中で、沖縄を中心とする地域を戦略的にどう評価するのかということを変更してまとめますと、一つは我が国のシーレーンに隣接をするエリアであり、その沖縄本島は南西諸島の中央部に位置しているということです。

それから2つ目としては、大陸の国から見ると太平洋へのアクセスを制約する地域にあるということです。中国の戦略から見てみますと、中国は第1列島線、第2列島線と呼んでいますが、第1列島線の内側は敵対する国の艦艇、航空機の行動を制限するというような考え方をとっているとされており、沖縄を始めとする南西諸島はこの第1列島線の線上にあるわけです。

こういう状況の中で、日米同盟、それから米軍の我が国への駐留というのは、我が国、それから地域の抑止力にとって極めて大きな役割を果たしていると考えています。在日米軍の駐留が何を意味するかといいますと、まさに米国による日本防衛の明確な意志表示ということであり、仮に日本に侵略を企図する国があった場合、その国は日本の自衛隊だけではなく在日米軍、更には様々な戦力を含む米本土の軍事力とも対峙しなければならない、対峙することを覚悟しなければならないという

ことで、それが力による侵略、あるいは、現状変更というものを思いとどまらせる大きな役割を果たしていると思います。その中で、沖縄には米海兵隊が駐留しております。これは日本に駐留している唯一の地上戦闘部隊でありまして、抑止力の中で重要な要素になっていると考えています。海兵隊については、普天間飛行場にある航空部隊、それからキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ等にある地上部隊、それからキャンプ・キンザーに所在している補給部隊等が一体となって訓練、運用をすることによって、即応性や機動性等が確保されるという面があります。この海兵隊の沖縄における駐留というものが、我が国の安全保障、更には地域の安定にとっても大きな役割を果たしていると考えています。

一方で、我々が考えなくてはいけないのが沖縄基地負担の問題です。防衛施設の所在ということから申しますと、自衛隊も含めた防衛施設は北海道が最も多く、全体の33%、沖縄は13%になります。理由については、防衛施設のうち演習場が1番大きな土地を占めますので、自衛隊の大きな演習場がある北海道が防衛施設の比率として1番となっています。ただ、米軍の専用施設ということから考えますと、沖縄が74%を占めています。これは、正に海兵隊の演習場が沖縄にあるということで、大きな比率を占めています。具体的にどういう状況かといいますと、沖縄の北部地域に北部訓練場、それからキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンという演習場があるということで、沖縄に所在する米軍施設のうちの69%は北部に所在をしております。加えて、中部地域には、普天間飛行場及び嘉手納飛行場を始めとする米軍施設が30%所在しているのが現状です。それを県の人口で見えますと、北部には9%、13万人の方が住んでいます。また、中部には43%、60万人の方が住んでいます。特に、60万人の方が住んでいる中部に未だに多くの米軍基地があるということが、地域の皆様方に様々な影響をお与えしていると考えています。

現状はそういうことになっていますが、この間に沖縄復帰後、国としても様々な基地の整理・縮小の努力をしてきているわけです。日米間では北部訓練場の返還や普天間飛行場の返還等も合わせますと、約5,000ヘクタールの返還について日米間で合意をし、返還に向けた努力をしておりますが、それが実現すると現状の米軍専用施設と比べて22%減少し、復帰直前と比べると50%の減になります。

その実現に向けて努力をしているわけでありましたが、1つの大きな柱は、中部における基地の整理・縮小です。中部においては、普天間飛行場を含めて6施設、約1,500ヘクタールがあり、その約7割の1,000ヘクタール、東京ドームの220個分の面積に相当する施設の移設、返還に取り組んでいるところであり、住民の皆様の負担の軽減や返還跡地の利用による地域振興に寄与していきたいと考えています。面積については、先ほどお話したように北部訓練場というのが最大の演習場になっていますが、その一部を返還するという合意をしています。ただ、ヘリパッドというヘリコプターの着陸帯がありまして、返還予定区域の7箇所の着陸帯を今後も使用する演習場の6箇所に整備することが返還の条件になっております。防衛省としては、返還条件である着陸帯の整備に努力しているところであり、

一部反対する方の活動がありますが、この移設事業が着実に進められるように粘り強く努力をしている状況です。

その他、沖縄の基地負担の軽減に向けての取組ということでいくつか御紹介しますと、グアム等への海兵隊の移転があります。現在、約1万9千人の海兵隊が沖縄に駐留しておりますが、ほぼ半数の約9千人をグアム、ハワイ等へ移転するという取組を進めています。また、沖縄の基地負担軽減ということで、これまで普天間飛行場に配備されていた、空中給油機KC-130の全15機について、山口県、岩国市の御理解をいただいて、平成27年の8月に岩国飛行場への移駐が完了したところではあります。

その他、普天間飛行場に配備しているオスプレイの県外における訓練等を促進しています。様々な訓練、あるいは、行事にオスプレイを展開することによって沖縄における活動の低減に努めているところです。

その他、米軍基地に所在している戦闘機を航空自衛隊の基地に移転をして訓練を行う、あるいはグアムに移転して訓練を行うという取組をしています。また、キャンプ・ハンセンでかつて行われていた砲撃訓練、これは訓練の時に県道を閉鎖して訓練をしていたということで、基地問題の象徴というような位置付けでありましたが、そういう訓練を本土の5つの演習場で分散・実施しています。

そういう取組の中で、防衛省として一番大きな課題として取り組んでいるのが、普天間飛行場の移設・返還です。宜野湾市の中心部の高台を占有しているということで、市の町づくりにとっての大きな障害になっておりますし、住宅、学校に密接するという意味で危険性の問題があり、実際、2004年に隣接する沖縄国際大学にヘリが墜落する事故が生じています。この普天間飛行場の移設・返還に当たって、我々としては沖縄県内に建設する必要があると考えているところです。国外移設、あるいは県外移設という選択は、先ほど御紹介したような安全保障環境の下、国外への移設は、抑止力の維持という観点から取り入れられないわけです。また、県外移設につきましては、普天間飛行場の航空部隊だけを切り離すというだけでは、地上部隊等と一体的に訓練、運用をする必要があるという海兵隊の機能が損なわれる懸念があること、逆に、全てを移設するというオプションについては、時間、経費等から見て非現実的であるということで、地理的な条件、あるいは、米軍の運用上のニーズ等を踏まえますと、代替施設をキャンプ・シュワブの辺野古に移設するのが唯一の選択肢と考えています。ただ、辺野古への移設に当たりましては、普天間飛行場に現在ある機能のすべてを単純に移設するものではないというところがあります。

現在、普天間飛行場には3つの機能があり、1つ目はオスプレイなどの運用機能、2つ目は空中給油機の機能、3つ目は緊急時に国外からの航空機を受け入れる機能です。辺野古に移設するのはオスプレイの運用機能だけであり、残りの機能は岩国や九州の築城や新田原の各自衛隊基地に移転することになっております。ただ、辺野古の施設整備について「新基地」と言われますが、これは「新基地」というわ

けではなく、既存のキャンプ・シュワブ及び米軍の提供中の水域を埋め立てて建設するものです。また、名護市の市街地付近が東シナ海側に所在していますが、辺野古の代替施設は東側の市街地からは離れた地域に建設するという事です。また、施設の規模についても、滑走路の長さ、あるいは面積は、現行の普天間基地よりも縮減されたものになっております。

さらに、安全面、あるいは騒音面という観点から見ても、普天間飛行場には住宅防音の助成対象区域がありますが、辺野古に移設されますと、住宅防音の対象区域というのはなくなりますし、また、飛行経路というのが海上に設定されますので、安全面での問題というのも解消されると考えています。

それからよく指摘されるのは、環境面での影響です。環境保全の配慮が不十分ではないかとの指摘をされているところではありますが、この環境面の影響についても、平成19年から平成24年の間にかけて5年間、様々な調査、評価を環境影響評価法に基づいて着実に実施してきており、その過程で県の方からも、合計で約1,500件の意見をいただき、それを反映し、その精査に基づいて、埋立承認の申請をして、県から承認をいただいているということで、環境面への配慮も最大限活かしているところです。

このように、我が国を取り巻く安全保障環境の下、抑止力を維持しながら、沖縄の基地の負担を軽減し、普天間飛行場の危険性を除去していくという観点からは辺野古への移設というのは唯一の選択肢ということを考えておりまして、今後とも関係法令に従いながら、この事業を着実に進めていきたいと思っておりますので、皆様方の御理解をいただければ幸いです。

最後に、確かに米軍の事件、事故というのはあってはならないものであり、その根絶に向けて努力をしてもらうということは必要だと思っております。同時に米軍としては、良き隣人として地域社会に溶け込むべき努力をしています。例えば、キャンプ・シュワブの辺野古におけるハーリーというボートレースに米軍の軍人も1つのチームとして参加をしています。また、地元の方々もそれを受け入れているというような状況もあるということをお理解いただければと考えています。

以上、堅いお話になりましたが、我が国を取り巻く安全保障環境と沖縄基地負担の軽減に向けての取組について、御紹介させていただきました。ありがとうございました。

【司会】

山本審議官どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、質疑応答の時間とさせていただきます。なお、御質問の内容につきましては、その概要を当局のホームページなどに掲載させていただきますので、あらかじめ御了承願います。それではただいまの講演内容に対する御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。それではこれもちまして、山本審議官の講演を終わらせていただきます。山本審議官、どうもありがとうございました。

それではここで、10分程度の休憩を取らせていただきます。19時から講演を再開しますので、それまでにはお席に戻られますようお願いいたします。

【司会】

それでは、続きまして、防衛省防衛政策局大和日米防衛協力課長によりまず講演です。

講演に先立ちまして、簡単に大和課長の経歴を紹介させていただきます。大和課長は平成2年4月に防衛庁に入庁し、その後、防衛省防衛政策局防衛政策課戦略企画室長、情報本部分析部長、防衛政策局調査課長を歴任、平成27年10月に現職である防衛政策局日米防衛協力課長に就任しています。本日は、「新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の策定について」と題しまして、お話をいただきます。

それでは、大和課長、よろしく申し上げます。

【大和日米協力課長】

御紹介に預かりました大和です。

本日は、いわゆるガイドライン「日米防衛協力のための指針」についてお話したいと思います。それだけでは少し消化不良になる部分があるかと思しますので、前提となる話をさせていただきます。

先ほど山本審議官から日本の置かれた戦略環境という話がありました。御案内のとおり、かなり厳しいものとなっております。一方で、日本の地政学的条件というものは変わらないわけです。日本の国土は約38万平方キロメートルで、面積は世界で60番目ぐらいです。人口は1億2千万人ぐらいで、世界でもトップ10に入ります。GDPは約5兆ドルで、中国に抜かれたとはいえ、世界最大の「お金持ち」の国の一つです。一方で、先ほど「第一列島線」という言葉が出ましたが、日本列島は、亜寒帯から亜熱帯までを含む約3,000キロメートルの列島の弧の中にあります。ここにある島は約6,840ぐらいですが、そのうち人が住んでいる島は、たったの400強です。しかしながら、北東と南西方向に非常に狭くかつ長く伸びた島の中に、1億2千万の人が暮らしています。アメリカや中国は9百数十万平方キロメートルで、ロシアは約1,700万平方キロメートルです。ロシアの人口は1億4千万人ぐらいだったかと思いますが、日本は約1億2千万人ですので、非常に狭い国土の中に人が住んでいるということになります。産業・人口・文化は沿岸部に集中していますので、四面環海で大陸から離れているとはいえ、比較的守りにくい国であると思います。陸の面積は約38万平方キロメートルあると申しましたが、アメリカの州でいうとモンタナ州ぐらいの大きさです。また、島が6,840ぐらいあると申しましたが、島が多いおかげで、沿岸から200海里以内の排他的経済水域の面積で申しますと、だいたい世界で6番目か7番目ぐらいの広さを有している国です。排他的経済水域というのは、領有の対象になるものではなくて、我々

が主権的権利をもつ水域ですので、持っているという言い方は適切ではないかも知れませんが、それだけ大きな海洋に対して主権的権利を持っているということです。したがって、国土や海洋の安寧や秩序というのは重要なものになっているわけです。戦略的な環境については、先ほど尖閣諸島や東シナ海の防空識別区、南シナ海での中国の様々な行動、北朝鮮等いろいろな話があったとおり、非常に厳しくなっているということは確かだと思います。

本日私がお話しするこのガイドラインというのは何かということ、簡単にお話しします。ガイドラインというのは、日米防衛協力のための指針です。指針という名前が示すように、だいたいの方向や概略を示すものです。一方で、ガイドラインは国際的な約束ではありませんし、何かの義務付けをするものではありません。立法上、予算上、行政上の義務付けもありません。それから、法律でもありません。日本の憲法や国内法に従いますし、アメリカもまた自国の法律に従います。ガイドラインの下で日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての大枠及び政策的な方向性を示すというのが、指針、ガイドラインというものの本質です。

御存知の方も多いとは思いますが、この新しいガイドラインは、昨年4月に日米の防衛・外務閣僚によって了承されました。ガイドラインは、今回を含め、これまでに3回作られています。最初は1978年、その後が1997年に見直され、以来18年ぶりの2015年に更なる見直しを行ったということです。ガイドラインの策定は1978年よりも数年先に始まりましたが、当時は冷戦のまっただ中で、その中でも、緊張緩和（デタント）の時期でした。アメリカで共和党のフォード政権からカーター政権に代わったデタントの頃に、ガイドラインの作業が行われました。このガイドラインが策定された翌年の1979年のクリスマスに、ソ連がアフガニスタンに侵攻したことでデタントも全く雰囲気が変わります。この後、アメリカはレーガン大統領の時代に入り、ソ連の様々な進出や軍備増強に対して対抗的な措置を次々と繰り出していくという時代に入っていきます。この1978年から1997年の間には冷戦の終結があり、1989年11月にベルリンの壁が崩壊して、当時のソ連のゴルバチョフ書記長とアメリカのブッシュ大統領が、冷戦は終わったという宣言をします。そして、1991年のクリスマスには、冷戦の一方の担い手であったソ連が消滅するという時代になります。1997年のガイドラインというのは、その冷戦が終結してしばらく経ってから見直したものです。1978年のガイドラインを見返しますと、中核は、日本に対する武力攻撃に際しての対処行動です。冷戦の時代の中で日本に武力攻撃があったときに、どのように対処するかというのが非常に重要な要素となっています。もちろんこれは、1997年のガイドラインでも今回見直したガイドラインでも変わりはありません。一方で1997年のガイドラインにおいては、周辺事態における脅威、我が国周辺で生じた事態で、我が国の安全に重要な影響を与える事態における協力というものが、かなり詳しく書き込まれています。冷戦が終わった頃は、平和になっていくのかという雰囲気があ

りました。ところが、1990年の8月には、当時サダム・フセインがいたイラクがクウェートに侵攻します。翌1991年の1月に湾岸戦争があり、アメリカを中心とする多国籍軍が、クウェートに侵攻したイラクを追い出すということがありました。これは冷戦の時代に抑えられていた地域紛争が浮き上がってきたということではないかと言われました。1980年代の終わりから1990年にかけて、大量の核兵器を含む軍事力を持ったアメリカとソ連それぞれの陣営が対峙するという構造がなくなったわけです。一方で、地域紛争の顕在化がありました。私たちの地域では、1993年から1994年にかけて、北朝鮮の核危機というものがありました。当時は北朝鮮が核兵器の開発をしている疑惑が浮上して、それに対する外交上の行動があったという時期です。したがって、朝鮮半島の不安定性というものが冷戦とは全く違う背景の中で注目された時期でした。1997年のガイドラインは、1978年のガイドラインに比べてそういったことを背景にして、周辺事態に関して、日本とアメリカがどのように協力をしていくかが特に詳しく書かれたガイドラインということになります。

そして、今回、18年ぶりにガイドラインを見直しました。1990年代の後半から今まで、どのようなことが変わったのかといいますと、我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増しているということは、先ほど審議官から説明があったとおりです。それから、いわゆるグレーゾーンの問題があります。グレーゾーンとは、完全な平和と戦争の間で、リスクや危険が顕在化してはいませんが、そういった状況が続くというものです。例えば、我が国の主権や主権的権利に向けて何らかの圧力がかけられている状態で、武力を用いた紛争までは起こっていないような状態が増加傾向にあるということです。それから、我が国周辺における軍事力の近代化、あるいは軍事活動の活発化というものもここ18年ぐらいの間に起こっている事象です。先ほど尖閣諸島の話もありましたが、2012年の9月に政府が尖閣諸島を国有化して以降、中国から出港した船舶が、ほぼ常に我が国の領土である尖閣諸島の周りに来て、1ヶ月に何回かは領海に侵入しているという状況です。要するに、我が国の主権や領土の一体性に対するチャレンジをしてきているということです。

では、戦いが起こっているかといいますと、そうではありません。ずっと圧力を受け続けています。何か間違いがあったら、もっとリスクの高い事態になるかもしれません。それが、先ほど申し上げたグレーゾーンにも関わってきます。それから、軍事力の近代化ということでお話ししますと、先ほど1993年から1994年の北朝鮮の核危機の話をしてきましたが、あれから北朝鮮は核実験を4回行いました。2006年、2009年、2013年、それから今年です。1993年から1994年の当時は、ノドンというミサイルを開発しているのではないかと聞いていました。今は、日本列島の大半を射程に入れるミサイルを百発単位で持っています。また、更に広い範囲を射程に入れるようなミサイルを開発しています。さらに、射程5,500キロメートル以上のものを指しますが、大陸間弾道ミサイル(ICBM)等の保有もうかがおうとしています。最近では潜水艦から発射する弾道ミ

サイバー空間も開発しているとされています。したがって、中国の台頭は我が国の安全保障にとって非常に重要なものでありますが、北朝鮮は、20年以上ずっと我が国にとって喫緊の課題であり続けているということも忘れてはいけないと思います。それから、グローバルな安全保障課題への対応というものが注目されています。海賊や国際テロの問題、また、最近20年ぐらいで意識されるようになってきましたが、サイバー空間で加害行為が行われたときにどう対処するのかという問題等があります。サイバー空間というものはおもしろいもので仮想空間などといいますが、どこにあるのかといっても、なかなか地理的に特定できません。一方で、サイバー空間を構成する要素については、例えば、サーバーやルーター、海底ケーブル等は位置が決まっています、誰かが保有していますが、サイバー空間はどこにあるのかなかなか分からない、あるいは、誰のものでもないといった多面的な要素を持っているものです。これは、1990年代の後半から一気にインターネットの時代に入ってきたわけですが、その中で、安全保障上の課題になりつつあります。今、世界人口は70億ですが、インターネットの利用者は、去年で32億人程度とも言われています。世界の人口の半分ぐらいがインターネットを利用しています。最近では、インターネットオブシングス（IOT）という言葉で言われますが、家電製品や車がネットワークに組み込まれて大きな有機体となっており、そうした中での安全保障上の課題というものがああります。

それから、自衛隊の活動・任務は拡大してきました。特に、ここ二十数年の間、冷戦が終わってから、自衛隊は国防という中核的な任務のほか、災害派遣に加えて国内における様々な任務を増やしてきました。例えば、1992年には、国連平和維持活動の任務を始めましたし、今も南スーダンで国連の平和維持活動に従事しています。それから、遠くアフリカのアデン湾では、数年間、海賊対処活動を行っています。それから、海外の災害等に対処する活動を始めたのも、確か1992年頃からです。この活動・任務の拡大というのは、この十数年間の間にも起こっています。それから、先ほども出ましたが、我が国の安全保障の整備というものがああります。いわゆる集団的自衛権に関連したようなことや、平時における自衛隊の活動に関する任務の見直しというものが行われ、昨年、国会を通過したところですが、こういったものが、ガイドラインの見直しの背景です。

今回ガイドラインを改定した狙いについての話になりますが、まず、中核には、我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するために、仕事の内容を特定し、方向付けるということがああります。それから、ここ最近、日米同盟というのはいろいろとグローバルな広がりを見せています。それから、宇宙空間やサイバー空間等、これまで意識されることが相対的に少なかった空間での協力の広がりがああり、日米協力の実効性を確保しようというのが今回のガイドラインの狙いです。この政策的・一般的な大枠を示すガイドラインの下で、地域の安定やグローバルな安全保障にとって非常に重要な財産となっている日米同盟の抑止力を強化していくということです。そして、強固な同盟を内外に示していくというものです。

新ガイドラインは防衛白書の巻末にも載っていますし、防衛省のホームページにも全文が載っています。第4章で、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」とあります。「切れ目のない」ということは、継ぎ目のないということで、シームレスといいます。先ほどグレーゾーンについて触れましたが、今、平時と危機と本格的な危機というものがなかなかはっきりと分けられない時代に入っています。それから、日本の国防力も戦争に対処するという究極の目的のために能力を発揮するだけではなくて、平素からのもの、あるいは武力攻撃に至らない事態に対処していくという能力等が求められています。それについても日米同盟が大事になります。切れ目のない確保ということで、平時から協力します。あるいは、武力攻撃未満の事態である、日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処があります。それから、例えば、アメリカや第三国等、日本以外に対する武力攻撃に対してどう対処するかということが新しい課題として出ています。さらに、人為的な要因ではありませんが、極めて大きな影響を与える大規模災害対処における日米の協力についても、今回新しく入っています。これは、やはり、2011年の東日本大震災における教訓も踏まえて、今回のガイドラインで規定をしたということです。あとは、地域的なものや、それを超えるグローバルな協力をしていくということが規定されています。あるいは、サイバー等新しい領域等の空間に対する協力が1997年のガイドラインに比べて明確に述べられています。また、実務をしている人間にとって大変重要なのですが、ガイドラインの下での日米の協力について、実際に日本の防衛省、アメリカの国防省、その他の関係省庁の中でどのように動かしていくかという仕組みが書かれています。

これがガイドラインの全体の構図です。まず、平素からの協力についての説明です。危機に至っていない、まさに平素から行っていくことで、日本の安全保障環境を悪化させず、より安全なものにしていくという内容が含まれています。例えば、情報収集であるとか、ミサイル防衛、訓練・演習、日本にとって重要である自由通航の確保、海洋安全保障があります。そういったことを行うための平素からの活動が書かれています。当たり前のことではありますが、こういったことを平素から行っていくことで、自らが安全保障を良いものにしていくということです。これまで周辺事態と言っていたものから「周辺の」という地域的な要件は外れましたが、これには、日本の平和及び安全に対して発生する脅威、重要な影響を与える事態への対処、我が国への武力攻撃事態には至らないけれども安全保障に影響のある事態というものがあり得ます。例えば、我が国の近くで武力紛争が起こっていて、日本やアメリカの国民をその領域の外へ退避させなくてはならないような事態があり得ます。また、もしかすると、我が国に駐留している米軍の施設・区域に対して、それらの事態に関連した脅威が発生するかもしれません。そういったことに対して、自衛隊が施設の警護をするということもあります。それから、アメリカが軍事作戦を請け負っている際には、それに対する捜索・救難があります。我が国に対する武力攻撃が起こっていませんから、我が国が武力行使をすることはできませんが、事態

に対処しているアメリカに対する支援の一環として、捜索・救難や補給等の後方支援があり得ますので、これらをしっかり行っていこうということが書いてあります。

我が国に対する武力攻撃があったときにどう対処するかについてですが、これがガイドラインの中核です。ここでは、作戦構想として、空域の防護や弾道ミサイルに対処するための作戦が出てきますが、そういった様々な作戦に対して、一緒に対応していこうということが書いてあります。その1つに、空域を防護するという作戦があります。非常に分かりにくいですが、敵の航空侵攻に対して、日米双方で対処するという事です。日本の防衛のための作戦ですから、主体的に主な作戦を実施するのは、やはり日本です。このことはこれまでもずっと変わっておらず、アメリカは自衛隊の作戦を支援し、補完するための作戦を実施します。日本が取り得ないような、日本が能力を持たないような作戦を行ってもらうこともあるでしょうし、日本の能力では足りない作戦を支援することもあるでしょう。やはり、主体は日本であるということです。日本が主体的に実施し、アメリカは日本と緊密に調整して、適切な支援を実施するという事です。巡航ミサイルへの対処や、航空侵攻に対する対処等というものが作戦構想として挙げられます。ちなみに、ガイドラインにはいろいろと作戦の構想が書いてあり、このような作戦をしますということが書いてありますが、決してそれ以外を行わないと網羅的に書いたものではなく、こういった作戦や、これだけに限られない色々な作戦を行うことを書いたものであるということは留意していただきたいと思います。

また、弾道ミサイルに対する攻撃があります。弾道ミサイルは、射程によって全く飛行時間が違いますが、1,000キロや1,500キロメートルの射程ですと、10分か15分ぐらいで飛んでくるということになります。それが弾道軌道を描いて飛んでくる間に、我々は弾道ミサイル対処機能を使ってミサイルを撃破するというを行わなければなりません。そのためには、日米間でのリアルタイムの情報交換も非常に重要ですし、それから、米軍による支援があります。これは、例えば、探知・識別・追尾に当たっての能力の提供もありますし、米軍による様々な補完・支援があり得るということです。皆さんも御存知かとは思いますが、弾道ミサイルと巡航ミサイルというものがあります。弾道ミサイルというものは、放物線を描くものです。巡航ミサイルは、巡航という名前が示すとおり、飛行してほぼ全ての間、ずっとエンジンを使って、飛行機のように安定した飛行で巡航していくものです。弾道ミサイルは撃ってから途中まではエンジンを噴かします。途中で燃料を使い果たしてエンジンが切れ、後は、そこまでで得られたエネルギーに従って飛んで行きます。弾道ミサイルは放物線ですから非常にエネルギー効率がよく、大きなペイロードを長い距離飛ばすことができます。したがって、大陸間弾道ミサイルという戦略的な兵器にもなり得ます。先ほど北朝鮮についてのお話もしましたが、この弾道ミサイルへの対処については、我が国の安全保障を確保する上で、非常に重要な課題の1つです。ガイドラインの中にも、我が国の防衛における日米協力の1つの作戦として書いてあります。

四面環海の日本の海域を防衛するため、いろいろな作戦についても書いてあります。海峡の防衛や海上の上空における戦闘、航空阻止等があります。航空阻止は、我が方の攻撃力を発揮して、相手の航空機等を撃破するものです。それから、海上戦の主役の一つである水上艦艇による対水上戦、それから、潜水艦等に対するものが作戦の構想として掲げられています。米軍は、自衛隊の作戦を支援して、補完するための作戦を実施するという事です。

次に、我が国の陸上攻撃への対応が書いてあります。ここでは、自衛隊は、島しょに対するものを含む陸上攻撃に対処するための作戦を主体的に実施すると書かれています。ここでも、一義的に対処するのは自衛隊であるとしています。これは、敵による島しょに対する陸上攻撃を阻止して、これを排除するというものです。必要が生じた場合には、自衛隊は島しょを奪回するための作戦を実施するという事です。要するに、一度取られてしまったら、それを奪い返すための作戦を実施するという事です。そのために、敵の着上陸侵攻、水陸両用の作戦を阻止するための作戦や、奪回することになれば、水陸両用の作戦を実施するという事です。ただし、島を奪回するための作戦はこれだけではありませんので、これに限られない必要な行動をとることが書いてあります。それから、陸上攻撃への対処としては、いわゆる敵の特殊作戦部隊への対処も、日本とアメリカが日本の防衛のために構想・計画・訓練をする上で重要な要素であると書いてあります。ここでも米軍が我々を支援し、我々の能力を補完するための作戦を実施することが書かれています。

我が国を防衛するための作戦構想の中の最後に書いてあるのが、領域横断的な作戦ということ事です。領域横断の「領域」というものの中には、陸海空という伝統的なドメインとされているものがあります。また、最近ではサイバーというドメインや宇宙というドメインがあります。これらの複数にわたって行われる作戦が、領域横断的な作戦ということ事です。例えば、米軍の打撃作戦です。これは、我々に害をなす攻撃源そのものを打撃するものです。よく、自衛隊と米軍について、自衛隊が盾で米軍が矛という言い方をします。まさしく矛の役割に相当する打撃作戦が陸でも海でも、また、もしかしたら他のドメインでも行われるかもしれませんが、こういった領域横断的な作戦の一つとして書かれています。それから、サイバー空間における脅威への対処があります。これはおそらく、21世紀における武力紛争や、それに至らないような危機における中で、非常に活用される空間になるかと思いません。自衛隊と米軍だけではなく、世界中の軍の組織は、多かれ少なかれ、サイバー空間への依存を深めています。したがって、サイバー空間を安定的に使えない限り、防衛力を発揮することはできませんし、また、我々のサイバー空間がやられしまった場合に、どれだけ自分たちの任務を遂行できるかという復元力・強靱性も必要になってきます。これらも、これからの日米協力にとって、間違いなく重要な要素になっていくと思われれます。

それから、日本以外に対する武力攻撃への対処というものがあります。これは、

一昨年、閣議決定によって、新しい自衛権の発動に対する要件の改正が行われました。ここに書いてあることですが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために武力の行使を伴う適切な作戦を実施するということです。いわゆる集団的自衛権という観点から見ますと非常に多くの限定を掲げた解釈ですが、やはり、日本以外への武力攻撃に際して、本当に日本の存立がかかっているときには、日本として武力の行使を行い得ます。これまでは、我が国に対する武力攻撃が発生したときにしか行使し得なかった権利を行使するということが述べられています。そういった場合にどのようなことをやるのかということで挙げられている作戦の例が、アセットの防護です。アセットというのは水上艦艇や航空機等、軍事組織が持っている装備等です。米軍等のアセットの防護も入ってくるでしょうし、捜索・救難、海上作戦、弾道ミサイル攻撃対処のための作戦、後方支援が例示されています。これは今後、どのような場合があり得るかということで、昨年成立しました平和安全法制の整備を踏まえつつ、日米間で精査していくことになると思います。

それから、大規模災害への対処があります。これは先ほど申しましたように、今回のガイドラインでしっかりと書き込んだところです。特に東日本大震災における教訓・反省を含め、我が国における大規模災害への米軍の関与を強化するための取組を推進するとしています。これは日米共同での訓練・演習もそうですし、計画の策定もありますし、平素からの調整等様々なものがあります。こうすることで、また大きな災害に見舞われた場合に、東日本大震災より更に緊密な日米協力をすることを狙ってガイドラインに盛り込んだというところです。

それから、同盟の協力の広がりという部分について少しお話しします。例えば、日本もアメリカも国連の様々な平和維持活動や国際的な人道支援等、様々なグローバルな活動に従事する際に、できる限り協力していこうということが書かれています。それから、我が国の安全保障を確保していく上で、日米二国間の取組と、我が国の防衛の2つの柱があります。最近非常に重要性を増していることに、二国間の防衛協力、あるいは、更に数の多い多国間の安全保障協力の強化があります。3カ国での取組といいますと、代表的なものに日本とアメリカ、韓国があります。朝鮮半島の状況をマネージしていくことや、あるいは、そこで何かが起こった場合に地域の安全を確保していく上で極めて重要な3カ国協力といえます。それから、日本とアメリカ、オーストラリアの協力があります。リベラルデモクラシー等の同じ価値を共有し、いずれもアジアの住人です。それらが、地域での様々な安全保障上のチャレンジをしていく上で非常に重要ですので、そのような対応を念頭に考えています。

それから、宇宙やサイバー空間に関する協力があります。特に宇宙に関しては、宇宙状況監視があります。宇宙空間の利用が大変進んでいるものですから、今、衛

星の残骸や宇宙ゴミ（スペースデブリ）が新しく上げられた衛星などに脅威を及ぼしているような事態にあります。したがって、宇宙空間の状況監視をしていきませんか、民生のものであれ、安全保障上のものであれ、宇宙の利用が安心してできなくなります。それを日本とアメリカで行っていかうという取組があります。それから、サイバー空間に関する協力があります。これについては繰り返しになりますが、新しいドメインにおける様々な脅威にしっかりと対処していくということです。

また、このようないろいろな協力がある中で、ガイドラインに書かれたことに従って協力していく、あるいは既に行っているわけですが、例えば危機に至らないような事態で、それでも安全保障上の懸念が持たれるような事態に、日米が実際にどのようにして協力をしていくのかということが課題になります。そういった課題に対する日米協力をスムーズにするため、ガイドラインには同盟調整メカニズムという1つのプロセス、メカニズムを規定しています。このガイドラインができたのは2015年の4月ですが、同年の11月に、このガイドラインを受けて、同盟調整メカニズムというものを設置いたしました。これは日米の関係者がいろいろなレベルで、自衛隊や米軍の運用に関する調整や、それらの動きに関しての政策の調整をするもので、防衛当局だけではなく、外務当局や、例えばその他に日本のNSC等が二国間で頭を突きつけ合わせて、いろいろな情報共有や政策の調整をするためのメカニズムです。1997年のガイドラインの時には、これと似たようなメカニズムはあったのですが、周辺事態と日本に対する武力攻撃のときにしか立ち上がらないものでした。これも日本の法律上明示された概念ではなく、実際になかなか起こることでもありません。一方で、新しい時代では、グレーゾーンの問題があります。武力攻撃等に至らない状況で、例えば、監視活動をしなくてはいけないなどのいろいろなことがありますので、いつでもどのようなときでも使えるものを作りました。実際、先日、北朝鮮が衛星と称した弾道ミサイルを打ち上げた際に、実際にこの同盟調整メカニズムというものを活用して、自衛隊と米軍、それから、日本政府とアメリカ政府の安全保障当局の非常に緊密な情報共有や調整をして、その成果をみたところでした。

最後ですが、共同計画の策定についての説明です。先ほどの同盟調整メカニズムというものは、いろいろな事態に応じて同盟実務の調整を二国間で行うためのものです。一方で、ガイドラインの取組の中で非常に重要なものの1つが、様々な事態に対して行われる日本とアメリカの共同計画の策定です。これは、いろいろな事態に対して、あらかじめ自衛隊と米軍、あるいは、関係省庁を巻き込んで計画しておくということが重要です。そのための共同計画策定メカニズムというものを、今回、改めて規定をしたということです。関係する緊急事態について、共同計画を策定していきます。非常に地味な努力が必要ですが、実は、1978年のガイドラインでも、1997年のガイドラインでも、2015年のガイドラインでも、大きな目的の1つに、この日米共同の計画策定のための礎石を与えるということがあります。したがって、この共同計画の策定・更新というものは、ガイドラインの取組の中で

も、例えば、共同演習や平素からの政策上の共有と並んで非常に重要な要素の1つとなってきます。

以上、駆け足でしたが、ガイドラインは大体このようなものであるということをお話したつもりです。なかなか私がお話をしただけでは、納得いかない部分もあるかと思いますが、是非、一度、それほど楽しいものではありませんが、ガイドラインやそれに関する防衛白書を読んでいただければお分かりになるかと思います。我々としては、ガイドラインを通して、日本とアメリカの同盟関係を高い次元に持っていくことで我が国の安全を確保し、地域の安全を確保し、さらに、グローバルな安全保障に寄与していきたいと考えております。御清聴ありがとうございました。

【司会】

大和課長ありがとうございました。それでは引き続きまして、質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの講演内容に対する御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

【質問者1】

ガイドラインの経緯や新ガイドラインの現状についてよく理解できました。新ガイドラインは、安全保障環境が変化すればまた変わるのだらうと思います。当面の間は日米の関係を基調とすることは、昭和32年の国防の基本方針の第4項でも挙がっていた内容にも関連するところだと考えます。一方で、国民目線の話としてお聞きしたいのですが、我々国民が安全保障問題やニュースを見る際に、今後の安全保障の環境の変化という視点の中で、どういう視座を持てば良いのでしょうか。例えば、新たな脅威が出てくるのでしょうか。若しくは、既に顕在化しているものがより顕在化していくのでしょうか。日米の共同計画の深化の部分をよく見ておいてほしいなど、国民として防衛に関するニュースを見る際に、どういう点に視点を持てばよいのか、現場の立場としてお話しできる範囲の中でご教示ください。

【大和日米協力課長】

素晴らしい質問です。どういう視座を持てばよいのかは、私たち実務家にとっても課せられた問題です。我々の仕事というのは皆様がいろいろな活動ができるようにする下支えであり、私たちのような実務をしている者の仕事も、防衛や国防関連の職業に就かれていない皆様方の活動がなければ話にならず、そういった方々が持たなくてはいけない視座とそれほど変わらないのではないかと思います。何が自分たちの国の安全に影響を与えるのかということを見っておかなければならないと思います。一番簡単などころでは、新聞や防衛白書等の刊行物や、その他、今あるいろいろな情報を通してでもよいので、そういった国の様子を御覧になり、今、世界で起こっていることを見ていただくのが、極めて簡単な方法であると思いますし、我々にとっても基本だと思います。

例えば、先ほど申し上げましたサイバー空間等は全く新しいトレンドで、そもそも昔はなかった空間であり、我々の安全保障に与える影響は出尽くしていない状況です。恐らく、新しいテクノロジーについても、いろいろな影響を安全保障に与えていくのだらうと思います。バイオテクノロジーやナノテクノロジーも同様です。様々なテクノロジーの中には、そもそも軍事の中からスピノフされてきたものもあります。インターネットも、元々は、核戦争でシステムを全て潰されたときのために通信を確保する取組として始まったものがスピノフしていきました。ただし、今はむしろ安全保障に関わる人間から見ると、民間から出てくる自由なアイデアに基づいて開発されたテクノロジーを、国防を全うするために取り入れていくというスピノンの時代になっています。私たちのような実務家も、皆様も、自分の周りで起こっている、一見、国防や安全保障に関係のない変化というものが、もしかすると国の安全にどんな影響があるかもしれないということを、たまに立ち止まって考えていただくことも大切だと思います。

私から市民の皆様にも、こういった視座で見ておいてほしいと仰々しく申し上げるものではありませんが、私としてもアンテナを張って、そういう視点というものがどうあるべきかと常に考えている状況であります。

【司会】

どうもありがとうございました。そろそろ予定の時間となりましたので、あと1問だけ御質問をいただきたいと思います。

【質問者2】

サイバー空間の問題が出ましたので、気になった話をいくつか質問させていただきます。

米国政府の場合、中国製品、特に **Lenovo** のパソコンは一切の行政機関で使わないという指示が出ていると思いますが、日本の場合、安いか高いかといったことでのみ選んで使っていると思います。これは非常に危険が伴います。サイバー空間は非常に分かりづらいと言われていています。例えば、どこか一つの大手企業に脅威が入り込み、次々と電力会社のサーバーに入り込み、どこかの発電所、送電網を一つ破壊するというようなことが行われますと、部隊間の連絡網は、いかなる装備であろうと、基地1つが遮断される可能性があります。その場合、有効な防衛出動ができなくなるかもしれません。その認識が非常に弱いのではないかと考えます。

ソフト開発業者に役所が発注する際、元請、下請、二次、三次、四次請けと発注は下がって行きます。その先の方に、中国の企業に発注されているものが存在し、中国で開発されているものが出てきたりすると思います。その中に何が仕込まれているのかは全く予想が付きません。

過去に某団体の関係者がソフト開発業を営んでおり、そこに政府機関の様々なソフトが発注されていたことで大騒ぎとなりましたが、セキュリティの面でサイバー

空間には危険性があります。また、半年ほど前に、GPSへの攻撃があったようで、大した影響はありませんでしたが、私も当日、車に乗っており、30分間ほどGPSの距離の機能がおかしくなり、私の車のGPSは位置を全く見失いました。中国の場合は、そのような事態を恐れて自前のGPSの衛星を持っています。日本の場合は米国のGPSに依存し、スクランブルをかけられて使用してきました。このあとの問題として、サイバー空間、宇宙空間を含めて考えていかなければいけない問題だと思いますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

【大和日米協力課長】

自衛隊というのは自己完結能力を持っていると言われていますが、様々な作戦行動をしていく上で、自ら管理していないインフラストラクチャーに依存することがあります。したがって、自衛隊が自分の指揮通信ネットワークを守ったとしても、仮に電力や鉄道等のインフラがサイバー攻撃によって麻痺してしまった場合、自衛隊の戦力は大きに影響を受けます。重要インフラに対するサイバー驚異への対処については、政府も随分前から意識し、様々な取組をしているところです。防衛省としても、政府全体のそういった取組に、人的な貢献も含めて何年も積極的に関わっております。先ほど申し上げたように、自衛隊の任務の現実性の観点からも、重要なインフラの強靭性やサイバー攻撃に対する強靭性は利点となるため、我々も政府全体の取組に協力していく必要があります。政府全体の取組の中において、情報通信製品を組み込んだ様々なプロダクトの製品が作られる過程で潜むリスク、サプライチェーンリスクをしっかりと管理していかなければならないということを、昨今、非常に強く意識しているところです。防衛省も独自の取組を行っており、政府全体としてもサプライチェーンリスクをどうするかということ、ここ数年随分努力しています。

御指摘のリスクも21世紀の代表的なものであり、しっかりと意識して対応する必要があると思います。

【司会】

どうもありがとうございました。まだ御質問があるかと思いますが、時間となりましたので、大変恐縮ですが、ここで質疑応答を終わらせていただきます。大和課長、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、北関東防衛局主催によります第35回防衛問題セミナーの講演を終了させていただきます。本日は、お忙しいところ大変多くの皆様にお越しいただきまして、誠にありがとうございました。